

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	大阪府大東市

大東市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業・文化部 産業経済室
所在地	大東市谷川 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	0 7 2 - 8 7 2 - 2 1 8 1
F A X 番号	0 7 2 - 8 7 0 - 9 6 0 8
メールアドレス	sangyo@city.daito.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	大東市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜等	被害面積 0.75a 被害金額 12千円
アライグマ		被害面積 0a 被害金額 0千円

(2) 被害の傾向

イノシシにおいては、山間部の龍間地区を中心にのり面や畦、農地等の掘り起こしが発生している。
アライグマにおいては、被害状況としては報告されていないが、住宅敷地内への侵入といった生活環境への被害が多く発生している。市内の広い範囲で目撃情報があることから、市内ほぼ全域で生息していると予測され、更なる生息域の拡大が推測される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害面積	被害面積 0.75a	被害面積 0.5a
被害金額	被害金額 12千円	被害金額 8千円
アライグマ被害面積	被害面積 0a	0a
被害金額	被害金額 0千円	0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 (公社)大阪府猟友会大東四條畷支部(以下「猟友会」)へ有害鳥獣捕獲を業務委託 【アライグマ】 捕獲檻の貸し出し	【イノシシ】 猟友会会員の高齢化などによる担い手の減少 【アライグマ】 毎年一定の個体数が捕獲されているが、捕獲数が減少しない

防護柵の設置等に関する取組	農業協同組合に対し、防護柵の補助を実施	個別柵による対策のため、被害地域全域の防護はできない
生息環境管理その他の取組	なし	地域住民への鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の未周知

(5) 今後の取組方針

引き続きこれまでの有害鳥獣捕獲に関する取り組みや、防護柵設置に関する補助を継続し、有害鳥獣被害の防止を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ】
 猟友会へ委託し、有害鳥獣捕獲を継続実施する。
【アライグマ】
 積極的に農家等に捕獲檻を貸し出し、捕獲体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	イノシシ	猟友会による箱罠、くくり罠の管理
	アライグマ	捕獲檻の貸し出しによる捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

大阪府鳥獣保護管理事業計画や大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画を踏まえ、適切な有害鳥獣捕獲を実施する。
【イノシシ捕獲実績】 R1 10頭、R2 16頭、R3 16頭
【アライグマ捕獲実績】 R1 22頭、R2 24頭、R3 37頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容
<p>【イノシシ】 山間部を中心に、猟友会と連携を図りながら箱罠とくくり罠により捕獲に取り組む。 なお、捕獲実施期間は、4月から11月中旬までを予定。</p> <p>【アライグマ】 捕獲檻の貸し出しによる捕獲に取り組む。なお、捕獲実施期間は通年を予定。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大東市 (平成19年4月 権限委譲済)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、イタチ（メス）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵、トタン柵、金網柵等		
	受益農家数 3戸	受益農家数 3戸	受益農家数 3戸
	受益農地面積 20a	受益農地面積 20a	受益農地面積 20a
	施工規模 200m	施工規模 200m	施工規模 200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	イノシシ	引き続き農業協同組合に対し、侵入防止柵の補助を実施し、適切な管理に取り組む。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

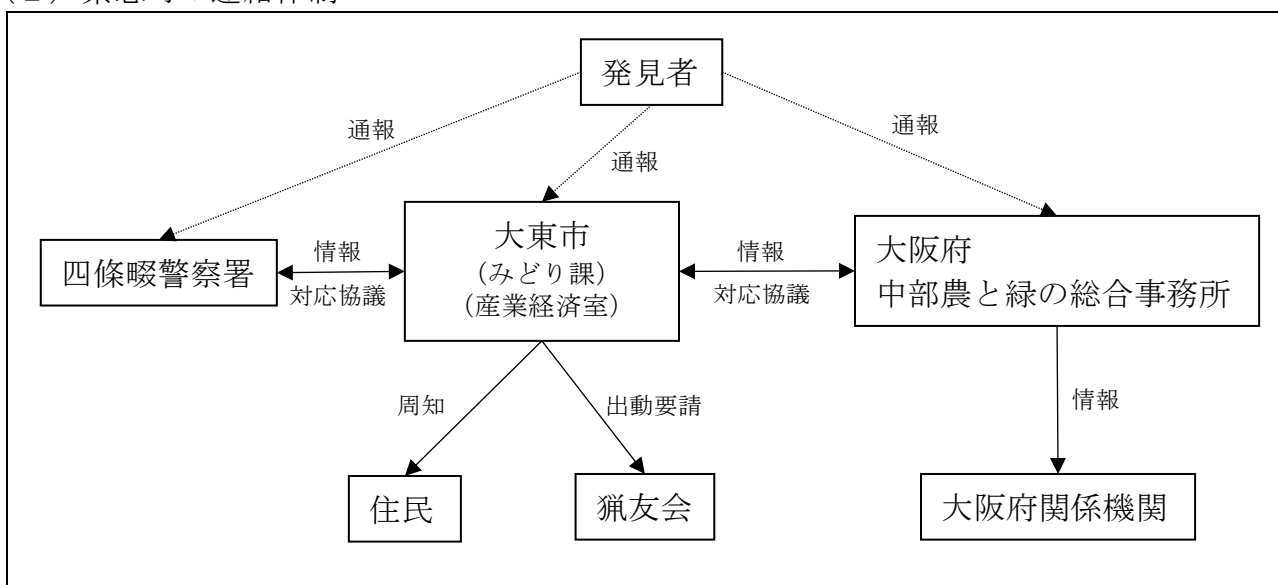
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	イノシシ	協議会等の開催により、猟友会をはじめとする被害防止施策の実施に携わる者等の連携を強化し、防止対策技術等の普及を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
四條畷警察署	市民の安全確保等に関すること
(公社)大阪府猟友会大東四條畷支部	対象鳥獣の捕獲等に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	府関係機関等への情報連絡及び対応協議に関すること
大東市	総合的な対処及び関係機関等との調整に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【イノシシ】 焼却施設へ持ち込み焼却
【アライグマ】 安楽措置を行った後、焼却施設へ持ち込み焼却

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他	なし

(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、術研究等)	
------------------------------	--

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大東市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大阪東部農業協同組合(営農経済部)	農作物等被害状況に関すること、営農指導
大阪府農業共済組合北部支所	農作物等被害状況の集計に関すること
(公社)大阪府猟友会大東四條畷支部	有害鳥獣の捕獲に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導に関すること
大東市(みどり課・産業経済室)	有害鳥獣の処理に関する総合調整に関すること 協議会事務局に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大東市農業委員会	情報提供
大阪府動物愛護畜産課	情報提供、指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣の鳥獣被害防止対策協議会との情報交換等、連携を密にし、効率的かつ効果的な被害防止施策を推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

各関係機関と連携を密にし、効率的かつ効果的な施策を進めていく。
